大日本國開闢由來記

巻六
附記

へ 13
2697
7 止

13
2697
7上

帝國圖書館藏

日本國開闢由來記卷六

措漏漁者　編

第十　世道自氣運を追時ハ隨く轉變して、住ことろく

異域の教法孽を為て却て我神道を回護

佛法の我ハ入来しを。人王二十九代天國排開廣庭天皇漢風乃謚號を欽明天皇と稱奉し。御宇十三年辛未歳ハ。神武天皇即位元年より。千二百十二年ハ當。百濟國より佛像經巻を我邦ハ献ゝる。蘇我大臣稲目宿禰ハ。それ方便ハ説とろの。現世安穩。後生善處の説を聽く。已ゞ利欲の心より忽意を起しぬを天皇に勸奉ゝ。尊崇ゝべき旨を奏ゝんバ。物部大連尾輿。中臣連鎌子ハ敢くゝ。我邦日嗣の皇位を。基我天ハ建ましを以。

恒に天地社稷の百八十神。四時の祭祀を以事とす。然るを今蕃神を拜す。恐くは天神地祇の怒を致んこと必定なり。決して崇敬べからず。堅く執これを排たるべし。天皇実に覽めて。蕃神の像と。經巻の類を。情願者に附属して。盡く稲目宿禰に賜ひ。宿禰大に忻悅て。己が向原の家を捨て寺とす。佛像を安置し。經巻を納る。朝夕に禮拜をなす。然るに此歳疫癘大に行はれて。人民夭折損残多し。治療を施すに。物部大連尾輿。及中臣連鎌子。これ禍は必稲目宿禰が蕃神を禮拜するに國神乃震怒なるに故なるべし。再奏して。今を下して。稲目が安置せる佛像を奪て。之を難波の堀江に流棄。伽藍を盡く燒焼て餘なしめよ。蘇我の稲目も幾ほどなく薨。天皇に崩御したまひぬ。亭中倉太珠敷皇子御位に即たまふ。

これを敏達天皇と稱奉る。これ天皇の十三年に百濟より還る鹿深臣と。弥勒石像一軀を持来り。佐伯連は仏像を持来りぬ。蘇我馬子宿禰その佛像二軀を請て。鞍部村主司馬達等。池辺直水田と共に。修行者を訪覓しめ。播磨國に僧の還俗せる。名を高麗恵使といふ者を得て。大臣以て師とす。司馬達等が女の名を島といふ。年十歳なりしを度して尼となす。これを善信尼といふ。漢人夜菩といひし者の女の豊女を度して禪蔵尼といひ。錦織壺の女の石女を恵善尼といひて。此二人を善信尼の弟子として。馬子は仏法に依て三尼を崇敬す。三尼を以て永田直と達等とに付て。衣食を供し。仏殿を宅の東方に經營て。弥勒の石像を安置し。三尼を屈請て。大會齋を設。馬子宿禰は石川の宅地に於て。佛殿を脩治して。仏法の初茲にして作る。翼は十四年。疫疾大に流行て。民死ぬる者甚衆

右大臣物部弓削守屋大連と中臣勝海大夫奏して曰く。何ぞ故ふ臣等が言を用
たまはぬ。皇考天皇と。陛下の御世とに。たびたび疫疾流行て。國民殆絶んと
するに。全く蘇我臣が仏法を興行ふ由のみなり。いざ之を禁断せしめ
ねばなりぬと申す。天皇聽しめして。言ところの理炳然なりとのたまひ。
汝等速に仏法を禁断べしと命ぜられぬ。物部弓削守屋大連自寺に
詣て。胡床に踞坐その塔を斫倒し。火を縱てこれを燔。並に仏像と佛殿
とを燒。燒餘る仏像を取て。難波の堀江に棄しめ。尼等を三衣を奪ひ。
禁錮て。海石榴市の亭に楚撻て。此時麻疹流行て死者多りぬ。是仏像
を燒ることの罪なりといひ觸せしのみにあらず。然るに馬子
宿禰。天皇に奏して嘆て。臣が疾病今まいたて愈ぬ。三宝の力を蒙ぎるに

よりて。救治ぬ。死ことを思ぬ。臣が願を御許容ひたまへ。
奉ることを竊に奏奉れば。然らば汝獨仏法を行べし。決て餘人を導てはなら
ぬと命たまひ。三人の尼を馬子の宿禰に還付たまひぬ。馬子宿禰これを受て
大に歡悅。新に精舍を営迎入て供養せり。これ馬子が迷惑と。天皇の柔弱とを。
決断を制しまつる叡断の知見まします。由と雖。世道ものづから氣運に從て
轉變ぬる時勢の然らしむる所なり。何とかはせむ。其年八月。
天皇崩御ありて。橘豊日皇子位に即たまふ。是を用明天皇と稱す。
天皇佛法を信ずたまひ。病を得たまひ。還幸たまひて。群臣に詔て。朕が病を得たる大とる。佛を礼
ずる故なりけん。然に朕が三宝に帰依せんと欲ふ。くのごとのたまひ。

物部守屋大連と中臣勝海連とを。詔ふ連れ。ぞう御病のそんなる由て發さ
ようとあり。然るを國神ふ背く。他神を敬ふ。神の怒を得るなり。
御病の進まるふ由來とも。なんと奏る。蘇我大臣馬子宿祢ハ。詔ふ隨御
意戎助奉るべ。然るべきよとぞ。速ふ仏を敬礼さまつるべ。頻る
勸奉けるぞとも。御意の向ところもれば。諸臣も異議を申者もなし。
一同ふ然るべきよしを奏けり。仍て宛穂部皇子ハ。先豊國法師を引て。内
裏ふ入まけるを。物部守屋大連睥睨て大ふ怒叱ばれ。押反部史毛屋急還
來て。密ふ大連に告て曰。今羣臣竊ふ卿を図んとするよを聞り。ふ拒禦さ
まとも。其詮なし。却て身の災となるべ。宜そ准備あるべ。然るべ
ようをいひて諫れば。大連已ら身を命を擲て。深く國家の為ふ誠忠を
盡んとて。志ハ毛屋が言ふを實ふもとおもひて。已が
別業ふ。河内國跡部の地ふぞ退れる。仏法ふ帰依まつり。仏ふ祈念さま
ふ。其験ハ。守屋と勝海が申せ。御悩日ふそひ重らせ。將ふ
終ん。時ふ。司馬達等が子鞍部多須奈進出て。臣ハ天皇の御為ふ出家
して道を脩て丈六の仏像及寺とを營造んと願奏れば。天皇ハ悲慟まひく
あまねく許容さ。せまつりぬ。今の南淵の阪田寺の丈六の仏像脇侍の菩薩これなり。
天皇ハ其月の九日ふ崩御さまひぬ。蘇我馬子宿祢大臣ハ諸の皇子と羣臣とを勸
て。物部守屋大連を滅んと謀る。守屋大臣が仏道を惡ふ。馬子宿祢ばかりを好
て。悉皆其私慾ふ發。互ふ己が權威を恐ませんとて逆意より出るをのふ
遠く天が下後世の為ふ慮りなふ。ばれば。遂ふを我邦開闢以來いまだ嘗

らぶるを躁擾を起さしむ。慟嘆しきこえたまふ。殊仏道を好せたまふ。皇子の
御身を以て。この逆意に従ひたまひしところの厩戸皇子。更の名を耳聰皇子と
聖徳太子とも称す。用明天皇第一の皇子なり。上宮に居るをもて。上宮太子とも
称す。後に斑鳩に住ひたまひしによりて。斑鳩皇子とも帰り。此時まだ皇子
年いまだ少く。額花束髪して軍の後に隨て在しるに。白膠木を削取て。四天王の像
を作。これを頂髪の上に置て。蘇我馬子と俱に誓ふ。今の世我をして敵に勝
ばば。必護世四王の為に。四天王の像を造寺塔を建て。三宝を流通せんとの
まひて。軍に出立せたまひぬ。馬子が軍勝利を得。守屋の餘党を滅す後。攝津国に
四天王寺を造。大連の奴僕の半と。第宅を分て。寺に附属。蘇我大臣はもとより
飛鳥の地に居て。法興寺を建立しぬ。欽明天皇の第十二子。日嗣部皇子を

立て位に即しめ。これを崇峻天皇と称。蘇我馬子宿禰大臣なること故乃如く。
卿太夫の位ゆまりて故のまゝに。倉梯の宮を経営て。これに移居たまひぬ。
今の十市郡倉梯村金福寺こそ舊趾なり。されど此天皇を。馬子が權を
恣にするを憎たまひ。且仏法を好せたまひ。馬子をことさらに厭。位に在こと
僅に五年なり。竊に東漢直駒といふものに弑せしめたまひぬ。異域乃教法の。
我邦に入る初にして。日本開闢以来いまだ嘗てその例あらざるこの弑逆
乃大罪を犯せるこゝろ。尤憎厭べきことなりける。天皇馬子を為に弑せらる
もひたまふ。嗣位空しくなれば。群臣皆馬子が意に阿諛て。敏達天皇の后豊御
食炊屋姫。欽明天皇の皇女なるを以て。位に即しまつらんことを請て。豊浦乃
宮にて即位の礼を行なひ。これを推古天皇と称。聖徳太子に萬機の政を攝

聖德太子
四天王寺成
建立一
處

めてたてまつる。四天王寺を難波の荒陵に造る。遂に仏法を天下に弘む。往昔應
神天皇の御宇。儒教を我邦に傳へしより輸す。唐土への音信ハ絶ずして。
聖徳太子權威を檀ゆ。心のまゝに仏法を弘通んが為に。天皇に奏す。大礼小野
妹子を唐土に遣はす。音信を通ずるひ。此時を始とす。たんのうちに頻に
彼に求ゝ。もとめて。彼ハ媚諂ひ。此よりして國體を貶ずるひまなし。遂
に豆利将軍義満公の書を明国の王に遣す。自臣と称するが如き。國の耻を致す
ぞまろしかりける。慨嘆きてとの限なし。神武天皇即位辛酉歳より。千二百五十年
にして。弑逆の事ありて。仏教ハ我邦に興。ことわり世道一変ぜり。熟思ハ
この推古天皇即位元年より天保十三年壬寅の歳に至る。千二百五十年に及び。
とれを両合して二千五百年となる。この二千五百八五の數を積累して。五六の數を

重て。氣運の轉変となる。必この大數二千五百年と。千二百五十年まて。其十分の一と。
百分の一とに。大小の変革ありて。然して二千五百年の十分の一なる。二百五十年。
百分の一なる。二十五年。是律呂の二十五調子に。宮商角徵羽の五の調子を変宮
変徵の二を合て。七の調子となる。五七を合て十二調子となる。十二を両に分て六
となる。十干の五に。十二支の六を繫て。五六算積て六十年一週して本に復る。十二月
の一年となる。十二時の晝夜となる。世道の轉変ゆて。天地自然の定りる數理なれバ。
世人ハ自ずから儒佛の教法の功害浅漸に辨知ることを得て。我邦の古道再今
の世に興。国土天賦固有の勇威を異域に炫耀ぶき時まて。馬子が弑
逆の大罪ハ。ひとりぐるひて。神功皇后ハ應神天皇の幼稚なるを補佐。
止ことを得ず。政を攝ることひとしかりける。蘇我馬子が

權を擅ゆゝ。世を己が意のまゝゆせんとおもひ、私の心より出て制易きことこの女主を立てるハ。開闢以来つぐ〳〵嘗て聞ざるところ。皇極天皇及持統天皇の女主を以て位ゆ即さゝひ。遂ハ聖武天皇の皇妃を立て東宮とし、たまひて至ハ。この推古天皇より起りて。かゝる一方ならぬ惡行の漸ゆ進み從て。遂ゆゝ我邦ゆ例なこ蝦夷父子が僭逆の大罪を致て。家の滅亡ゆ。つゝしゆ。偶然のことゆ。こゝろ。抑我邦ゆ。世界萬國の大君主宰の至尊皇位ゆ在て。異方ハ臣僕及農工商のごとく。一切の事ゆ物ゆ。悉皆異方ゆ於て製作きせ。これを採て用るとゆ。是亦天地自然の造成に依て。おのづゝ然る所以のゆけなり。故ゆ。ゆけ儒佛等の教法の我邦ゆ入来ゆ。あれゝ神の幽籌ゆより。時運に從ゆけゆ。俱ゆ我足きるを補ひ。時弊を救の裨益なきまゝ。ゆけ。その好惡の僻ところ。ゆ。を採用ることは宜を得ると得ざるとより。功をゆゝ害をゆ為が故ゆ。ゝその美を辨知るを要とすることゆ。惣て他国の事を採用るゆ。この日本氣宇ゆ應ずべき裁量の取捨とゆるべきことより。儒教の我ゆ入ハ。應神天皇の聖明を以て。これを誡て身を修世を治るの輔翼とし。佛道の我ゆ入ハ。稻目馬子等が私の利欲より。福田利益の説ゆ惑ひ依違をもつて。これを世ゆ弘め。公私の別ゆ。ところ。霄壤の隔あり。且風土の違あるが故ゆ。均て是惡を懲し善を勸るの教ゆ。と雖功害の相從て。自ら判別より。故ゆ儒仏の教ゆ。我神道を輔翼。國家を平治るの裨益ゆきまゝ。ゆけ。我ゆ輸こゆ。悉皆神の幽籌ゆ由ゆ。ゆけ。一切の事ゆ。本末信きの。ゆけ。我邦の神道ゆ。此儒佛の教の為ゆ隱晦て。光を失て時ゆ。況て此儒佛の教の上ゆ於て。旺盛盈虧ゆ。能ハ。是亦自然の勢ゆ。ゆけ。後國の史書

に漢の時に彼国に使を通ぜしといへば國造まづ稲置をいうべし。今の世の大小名のごとき者が其領地より私の利欲の為に竊に彼に往来せり。好を求るのゆゑなり。天皇より御使を遣されしゆゑなり。故に彼國の史書に倭奴國奉貢をその使人自大夫といひ、また国の極南界といひ、樂浪海中に倭人あり。分て百餘國となる。歳時を以て来献ぜといひ、また来貢せ倭を伊都國といへるこの伊都といへる筑前国なる怡土郡の怡土と古ハ伊覩といひ、伊覩と伊都と怡土と俱に倭奴をその音相通ずるゆゑ。往古唐土の地(事に往来せり)此西辺なる怡土郡を領せり國造。私に唐土の地に通ず。国王のゆゑにいひなるべし。倭奴とも委奴とも呼べり。百餘国なるべしといへり。東方奥羽蝦夷の地を除く。名を知るる国造などの事を。彼に言傳へ。また怡土郡の

の外に私に往来せしことなるべし。天皇より通好ありしことなるべし。然るを委と多く於能碁呂島の事なるといひ、また八短矮の美なる。我邦の人を唐土の人に比べ、其體の短矮なるを呼べりのなるべし。当らぬ説どもなり。これまようさおもひ。天明年間に筑前國那珂郡に後漢光武の時の金印を掘出せり。委奴国王印とあり。怡土郡に住る國造なる。彼国なる受得する物なること明なり。知るべし。日本國といへる國の名を天照大日孁御大神の皇孫の知しめる皇國なるべし。萬葉集に不盡山を詠る長歌に日本の山跡國とあるべし。山跡に此邦の古名なる。日本といへば。日の神の裔孫の知しめを國なる。日を本とする國なるといへる称呼なり。山跡の發語なり。後に八国の惣名となり。こゝに春日飛鳥などの例のごとき。なを日の出る東の方にある國なるゆゑ

名づけしなどいふは全く唐土人の臆度より出たる後の世の妄なる説どもなり。採
足ぬとなり。後漢の建安年間に新羅王の語に吾聞東方神国にして日本といふ聖
人あり。倭といふ名の雅なるなり。唐の時代に日本と更へしなどいふは尤無稽なるべし。近
く八豊國大神の朝鮮を伐たまひしことなり。彼国の史に記するは。その履歴を詳にせず。
姓名をまぎらはし誤りしるは明に知るべし。左右に今の世の人は妄なる唐土の書
に記したるを信じて自己が国名のたるべきは謀説なり。彼国の昔は我邦の事実を
知る由なし。僅に西の辺なる国造が使などよりの聞傳なる事を記したるを観るに。古昔我邦の
天皇より通好なされしことは更になし。推古天皇の御宇。聖徳太子が摂政し給ふ
仏法を弘まるゝが為に彼に求るとなく頻なるより。始て御使を遣したまふ。
倭奴といふ倭は委奴の音にて。委に妄なるにて筑前国の郡の名なるをもて唐土

の學問のことを昔として。彼書記なる臆測虚理の説を信じて。我邦を彼が下に在を
なるとなる過失は總て瞭然に了解る事どもなるべし。

第十一　國家の衛氣に隙を生じて外寇覬覦心を起

上下俱に死地に陷て後神風敵船を覆没す

推古天皇の御宇十六年。大禮小野妹子を唐土隋国へ御使に遣したまふ。桓武天皇の
御宇。都を山城国長岡に遷したまひて後。推古天皇より八十一代亀山天皇諱を恒
仁と称たまふ。御宇。文永元年夏六月。彗星東の方に見る。光芒天に亘。三年の
春正月にいたる。然のみならず。諸国に地震なること數しばなり。天変地妖大なること如何
なる慶事も發なき前兆なるべし。諸人安き心はなかりけり。唐土の国號を宋といひ
し世に北虜なる蒙古国より金といひし国を撃てこれを奪ひ。その他の国を滅

をと四十餘国。遂ま宋ゑ迫ゑ。ものくこれを侵し。威勢益壮ゑし。高麗等の諸国を
を服従し。同四年春正月。高麗国の子倎を郷導とし。我邦へ書翰を奉ゑ。入貢の
事を申入ゑし。朝鮮の所謂高麗国ゑ。我邦の勇威を聞傳ゑるとも。これ
風濤険を。卒ゑ到ゑがたきゑ。ゑいひのがれて空ゑ。己が国の藩臣といふ者のゑゑ
蒙古の書翰を持せて。翌五年の春正月。筑前の太宰府ゑ来る。朝廷ゑ。後嵯峨院御
年四十九歳ゑ。ちゑゑ。内裏ゑて御賀を引墾て御催ゑ。ゑ楽の御調あり
しが。その事も卒ゑ止て。牒状を関東へ下して。評議せしめ。ひしぐ。執權北條時宗。其
驕傲不遜とて。殘憤を。両国へ御答なりしが。同六年。蒙古再兵部侍郎黒的。礼部
侍郎殷弘といふ者を使として。船を對馬ゑ着て。答書を求む。對馬の守護代
右馬允宗助国。拒て納ざりしが。蒙古ゑ。對馬の島人二人を虜ゑし。空帰去

ゑり。同八年。蒙古ゑ。ものくも。秘書監趙良弼といふ者を使として。高麗ゑ使されゑ
副て。筑前國今津ゑ着。高麗王ゑ。ゑゑゑ倶ゑ蒙古に好を通ずと申し。書翰を
奉る。朝議區区として。御答ゑ定り。御返翰の草稿を関東へ遣さる。御沙
汰ゑ。執權北條時宗。その礼ゑ慣。御答ゑ。空ゑ帰ゑ。
此年ゑ。百九十六年以前。字多天皇の寛平七年。これ蒙古国ゑ。新羅を已が幕下ゑ属て。宣
の魁として。對馬國へ討入ゑる時。筑前守文屋善友。太宰府ゑ。臣秋山何某を對馬へ遣て。敵
ゑ。船将阿尼連と虜ゑ。その餘の大将三人。副将士人と士卒三百餘人を虜。斬殺ゑ。のの
を數知ず。道ゑ国ゑ還し。數十人ゑ過ぎりしが。これゑ新羅ゑ。恐怖を。我ゑ敵対
ゑゑゑゑゑし。蒙古ゑ此時ゑ恐を懐て。ものく来て。迎を侵されゑ。利ゑゑし
止ゑ。異国の王ゑ。基を立が習ゑれ。蒙古ゑ。寛平の時ゑ蒙古ゑ。

乃ち亀ゝ宇多天皇の御宇に我邦を侵せり蒙古の国より二百年を過ぐ後宇多天皇
乃御宇に再大挙来て我に寇せり天皇の尊靈の同ゝ助ゝ奇異ゝ事ゝ多ゝ
此蒙古の使乃筑前國に来りし文永八年の夏五月乃夜尾州熱田の宮乃内鳴響て音聞く
漸く高くなりし四五十丈の炬火乃火のやうなるものは影て出て海上に続て
跡なく消ぬ人ゝ皆大に驚て何の故と知ざりしに蒙古入寇の
前兆の奇瑞なりと後に思知れり同十年春正月彗星西方に見る災異頻に見
るを以て衆議左右に穏ならず下民ゝ恐れ怖ること甚し嘆ずる者多
うして同十一年春正月天皇位を皇太子に傳ひて後上皇の御身を以て政事
に預聴ず皇太子御年八歳にして位に即ず諱を世仁と称後宇陀天皇と號
奉る此年の冬十月蒙古鳳州経略使忻都を大将として戰艦三百艘兵二万五千

に高麗の兵八千を加へ来て對馬に寇を守護代右馬允宗助国防戰て多く敵を殺す
勝に乗じ打死して遂に敵壹岐國を侵されもまた防ぐを守護代平内左衛門
景隆打死して遂に敵に地を得られて蒙古は對馬壹岐の二島を奪ふ勝に
乗進て筑前の太宰府を侵す鎮兵拒戰て利なく殆破んとせり少貳景資射
て賊の大将と思しき者を斃死傷も亦多し大風雨發て船を毀溺死する
も多し賊を夜に乗じて潛に船を出し去る
夜明て知る追ども遂に遁去その行方を知らず後て出る船
一隻に乗る百二十人を虜て漕帰る一説に此時夜半に白衣の神三十柱
宮崎の宮に現出て箭鋒を連て射出す神変不思議の働に賊大に
驚怖て艦を解碇を上て盡く逃帰唯志賀島に船一艘残りしに衆の船の逃

音の口ホテ
胡元使
五人の
首を斬屢

帰を視て跡を逐て逃去んとせしを追つめて搦取てしをいつて翼まで年號改て建治元
年の夏四月後宇多天皇御即位の三年蒙古ハたゞ小国號を改て元と称禮部侍郎杜世
忠を使として何文著撒都魯丁といひし者を副使として外に一人ぞんかに高麗の通辭
役に徐賛といひし者を副船を長門國の室津に船て書翰を奉て宋を滅て唐土の
地を一統せしことを告頻に朝貢の事を催促し弟引ゆゑ大に兵を擧て我を伐
んことを申ける其文辞例の尊大にして自己が功に誇我を朝鮮と同等に視て臣下の如に
せんとし驕傲不遜て禮を失ふ唯威を以て我を摧んとするのみなり北條時宗こゝを
看て大に發憤八月此使五人を関東に召下て九月七日龍口にて首を刎残の者に速に国に帰て
此事を汝等が王に伝へよと放遣ては高麗の史に蒙古の使を日本に遣すに時に舎人徐賛
に三十人を導行とゝ云しを中惟四人ハ逃還て餘を日本にて殺たんとせしを

記するを視て使五人の外に餘多殺たんとするのみなりしと知るて時宗が此男猛
果断の處置ハ我邦必勝の上策中にて唯此一事ハ上下の心を一にし天下の
人の日本魂を喚起たんを死地に陥て後に國家の光耀を絶海萬里の外に耀
して後世の我邦に於て外寇を禦ところの亀鑑とするに足ぬ天下に
令を出して曰く

明年三月頃可被征伐異国也梶取水主等鎮西若令不足者
可省死山陰山陽南海道之由被仰大宰少貳經資了仰安藝
國海邊知行之地頭御家人本所一圓地等兼日催儲梶取水
主等經資令相觸者彼配分之員數早速可令送遣博多也者
依仰執達如件

建治元年十二月八日　　武蔵守義政判
　　相模守時宗判

時宗ハかゝる今を天下のまれくなる言綸にて心実に異国へ船を出して彼を伐んを
をるふ行ゝ。唯是天下の武士の心を一致ふ。とんもなく恥を思死を決して自国を
於ては海を防禦て必克しめんとをる。遠慮より出るゆへなり。故如何ともあれ我朝
元の使を斬て彼を必軍を用るの心を決せ。大きに彼その軍須の具を待ハ七年
を経て漸に齊ふつるを我をの使を斬てより。僅に六ケ月まて大軍艦を造んとを
移文をもつて軍を彼に致んといふと。豈真実の情あらんや。故に再異国征伐の令を
出さゞ。浦々の警衛を堅くし。九州四國中國山陽南海等の国々へ下知を傳て。
北條上總介實政を鎮西探代として。関東の兵を多く従て筑紫へ遣し。大宰府

の水城を増築て。京師の衛兵を備て。用心懈なくして。唯防戦の厳警のみなり。その使を斬る
時より。この計策の部署ハ既に定まるなり。胡元幸に我邦の地利に委ゝ。兵を分て
要害の地を攻て我を悩の謀に拙しと。十萬の衆を一部は團て以て筑紫一邊の地に船を
着ハ。我國内のことを明白に知ぬる過より出る失策にして。此方に在ハこれを防禦ても便
宜を得て。京師鎌倉に於ては幸に事なくして。其時は應じて神明擁護の神籌に
由りて。これを造化自然の分配なるべし。殊に此頃天下の守護ハ悉土着して其領
所に住居せしハ。外寇を禦に便を得て。外より来助るの仕あるまじ。よくこれに抵當ことを
得るなり。旦辺土に住山野に遊猟をして。平常の楽とせり。ゆへに質樸にして。身に
健に力に自強なれば。人少きを以て。敵を禦ことを得て。その利に多くなり。胡元
に杜世忠が復命の遅きを待て。別に僧霊果といひしに周福などといひし者を副。

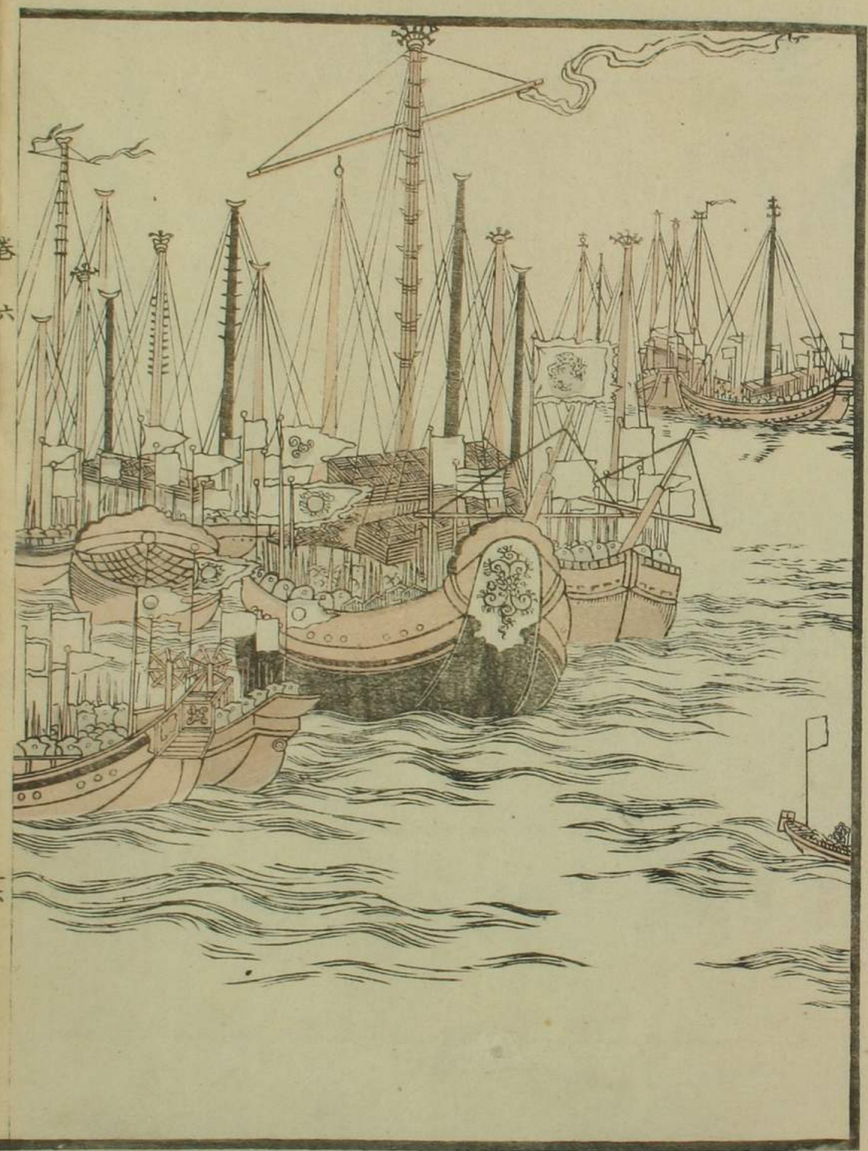

元の軍勢
筑前へ推
寄せるとき
諸手より
小船まで
乗合ところ

其二

復太宰府ゟ遣くぞの動静を伺しるれば、とりを捕て殺ころ。胡元の主ハ杜世忠等と周福等を殺さんとすると聴て、激怒よ堪ぬ速ゟ船師を起て我邦を奪んと頻に其用意を急せり。弘安四年六月、唐土胡虜の兵ゟ、左丞相阿答海を惣大将として、右丞范文虎、忻都、洪茶丘の三将を副及金方慶、朴球、金周鼎等、其他精兵凡て十餘萬人、戰艦三千五百艘、高麗国の王睛ゟ、軍兵七千餘人を率てこれゟ従ひ、五月廿日ゟ来て、對馬と壹岐へ上り、多く島人を殺し、やがて筑紫の地を攻へくる。此方ゟも豫その用意ありしとそ。六月五日、筑前州志賀島ゟ於て、始て鋒を接て、大ていこれを破、持洪茶丘を生捕んせしと。王萬古、いつの比か劇く戰て、免ることを得て、此軍の先登ゟ草野次郎ゟ小船二艘を夜戰ゟ出せり。胡元の船一艘へ乗移、敵數多撃取て、廿人の首を斬、敵の船へ火をかけて、ぞ帰る。胡元ハこれを懲て、船を畳合て、互ゟ相扶ゟ寄るゟ、往ければ、暗歸とそこれを知ず、大船の上より石弩を放、巨炮を撃、此方の船を何ゟ小け共、若弩と巨炮ゟ中て、りはて、船へ人とりゟ打破られ、そこ、諸軍勢倶ゟ恥て、敢志を心とせるゟ故ゟ、此二ゟ碎易者ゟ、大友嫡子蔵人貞親ハ、僅ゟ三十騎ゟ、洲崎へつくて、船へ攻寄、敵の首を多取て、帰ゟ、九州より追々ゟ集會する兵ども、吾ゆくと攻寄て、城の次郎が麾下ゟ、新左近十郎、今井彦次郎、財部次郎等ゟ、敵兵數多斬死し、皆殊死戰して、敵ゟ背ぬる者一人ゟ、こ、男敢なるしとぶらくのごとく、諸営より逐次ゟ我勢と攻ること五日、十三日ゟ、いつくるつて、防戰なれば、賊兵の討ること、数知ず。賊ども、その形勢を視て、敵一がくとそ、ひるんで、陸へ上る兵ども、皆辺に、周章て、船へ還ると、或ハ追て撃ゟ、いつくハ船を漕出て、遥ゟ海へ出ゟ。鷹島の方へ漕寄ること多ゟ、日本の諸勢ゟ、博多笠崎の三十里の海涯ゟ築地を高く築立、馬ゟ馳登て、麦の方ゟ乱杭逆

茂木を切りて舟を作り海上をこれを見るに危峰の波に臨ゞ如し唯伊豫国住人河野
六郎通有常に心よりもなきに十年が間に蒙古寄来らばこの方より異国へ渡りて
ゝ起請文十枚書て社の神三島の祠へ供へこれを灰に焼て自飲ゝ胡虜
乃攻来ゝ待ゝ其時を得て武士たる者の身の大幸ゝと惟び
勇進で出陣海の方の表へ出陣とり幕一重を引廻築地を後にたゝけ
これを敵と輙引入て一戦に勝敗を決せんと思ひ逃路にば諸卒の敵に背を
ゝ河野が後築地と時の人々の驍勇を賞感
ありしゝ通有如何に此軍に頭走ゝ偉なる功を立んとゝ思ひ
何處に的に漕よせんと胡元の船を展観ば遥の沖に大山の如なる軍艦に楼閣を高
造構金銀を鏤旌旗翻飜と風に靡て肩数多立並ゝこれ大将の船ゝ此と

敵定ばば伯父伯者守通時と三艘の船を出敵船の中へ漕入よる諸手の軍兵
これを見て大に驚怪河野を狂気ものゝ出ばば咲ものもあり
ゝ賊虜の方に向れを不敵の者なるゝ此数千艘の船の中へ
小舟二艘を漕入て何事をか為んとゝ察るに降参の者なるべ妄に
箭を射めてけるに知ぬ狼ふてゝ多くゝ難なゝ
その大軍船へ漕寄るとゝ鎖を船へ打挂鉤竿をつく船へ寄つ
て檣柱を倒て梯子とし賊虜の船へ乗入て手に任て斬廻る遠き船に
を知ぬ近き船に逃れを扶んと近とれば緊く防ゝ切せ衝殺或は斬
一人ゝ船へ入ば伯父甥とともに大剛勇の力士にて身命を惜ず戦ゝ
ゝその数ばかりの大将とぞ王冠を着る者を生捕て己が船へ乗

颶風卒ふきすぎる吹来て賊船あるを覆没ところ

其二

敵船ゝ火を放てこれを燒。日暮て岸ゝ漕帰り〻。後ゝ外の俘ゝ尋問ハ。三人の大將の中乃一人なりとぞ答る。伯耆守通時ハ。要害の金瘍を蒙てれハ。船中ゝて空くなりゝ〻。通有ハ〻〻〻處々ゝ疵をうけてれど。命ゝ恙なりし。此恩賞とて〻肥前肥後ゝ於て多くの所領を賜り。對馬守ゝ任ず。敵の大將の首を將軍の實檢ゝ供夷賊を退治し。軍忠を抽るを厚く感賞し給ふ宣旨をぞ賜る。此時通有ゝ嫡子八郎通忠ハ。年僅に十四歳なりしゝ。此も此軍に從て敵兵多く討捕て。感賞を蒙。河野七郎通高ハ筑前長淵庄を賜り。父子一族俱ゝ其名を天下に揚る。實ゝ世の無常と。老少定なきて〻出る息入息を待ぞ。水泡夢幻ゝ譬る理をよく慮解ハ武士と生て〻。殊平常ゝ今日を限の命ぞと。身の危きことを片時の間も遣忘るとなく。主人より受得る恩義を思ひ。恥を知名を汚となく〻とよく此通有ゝ如くなるべ。こんを後の世ゝ傳るも。誰か〻〻称譽ざらん。この通有ゝごとき〻〻。日本魂の最優るものと。いつ〻〻自餘の人々ハ北條実政ゝ將草の野七郎ハ兵船を漕出し。敵を志賀島ゝ邀撃。首を斬ること三千餘級。これを敵を殺すこの多き最第一の功とも。安達三郎ハ〻〻大友内藏人貞親ハ僅ゝ三十騎の勢を以て踵く船ゝ乘入て。當る〻を雑立刺殺し。多くの首を取。四尻三郎種重。弟二郎種光兄と俱ゝ殊死戰し。少貳覺恵ハ〻〻〻〻〻戰て殊死し。大友左近將監貞親ハ殊ゝ多く賊を殺し。人ゝ勝〻る功を立て。其外薩摩の人ゝハ武光三郎師兼。禰寝弥三郎清親。豊後の人ゝ志賀太郎泰朝。筑前の人ゝ秋月九郎種宗。天草の大矢野十郎種保。肥後ハ大野小二郎國高。託磨次郎時秀。野中太郎長季。須田次郎秀忠。小野大進頼承。これらの土着の士。こんもくと走集り。ちくく皆身命を抛て防戦ハ。胡虜の軍兵多くと雖。進て岸ゝ上り得ぞ。偶ゝ陸ゝ上りしものも。皆我邦の突進ゝ崩潰周章て船ゝ迯帰りし多く。犬ゝ碎易てぞ〻〻〻〻〻漢土明の世の人ゝ。

我邦人の弦兵を用ることを記す。戰士善埋伏して我軍の後ふ遶出て両面より攻撃毎ふ寡を以て衆ふ勝。華人輙く其術ふ薩。すべて尤兵法ふ精し。その雙刀を用て舞動ふいとくハ上下四方よりとくと白くして其人を見ることいなし。勇戰の容ことに外ふ畏すべし。況てこの軍ふ臨て迫て顧ることなく輩ふ於て蒙古の當ることなしとて。累戰利なく疫疾ふて死しる者も三千餘人ばかり。いまだふ此地より意のごとく上陸しがたきことを戎慮。船を退て鷹島ふ船を整門司赤間関を塞て長門周防に押渡んとすべし国帰んとて議りのいとまなく。追々に漕出る船ゆへ多くけり。鎌倉ハ胡元の攻来りしと聽て空津宮自綱ふ命じ軍兵を多く引率して行て實政の後援と為しが胡元の船覆没して後ふ銃前ふ着しぶ軍ふハ出會ざるして。亀山上皇ハ天皇と俱ふ神祇官ふ行幸ましまして中御門大納言經任卿を御使として。伊勢太神宮へ御自筆の御書を奉りたまひ。御身を殺して天下の人往

金炭の苦ふ代せんとて懇切なる御祈念ありしかども。不思議や此御使の伊勢ふ着てこの御書を捧ずる其日の午の刻ばかりふ一陣の雲ありて大空ふ大風雨暴ふ起て狂瀾天ふ漲り此方の船どもふも微の損害なく唯賊虜の軍艦三千餘艘忽浪ふ漂ひ巌ふ觸或ハ跳波船ふも入渦漩ふ覆没するもの多くして陸ふ在て斬殺されしもの。辛くして漂うて船ふ乗驚駭周章。鷹島ふ逃遁て些ふ残る軍卒の中より。張百戸等いくばくの人推て帥とす。木を伐て船を繕帰計なりしかども此方ふ覘知少貳三郎左衛門尉景資等を始て鷹島ふ推渡て盡ふ捕ることなしとて。注歳魯西亞蝦夷を侵し時防禦の任ふ趨する石河主水と云ふ人の船を出して魯西亞ふ迎んとする時風暴ふ波立て。船ふくんで覆没んとせしかば。主水一首の歌を詠り異國の船吹くせしかの神。この日の午の刻人を恵たまへ。紙ふ書て海中へ投入たまへ。船忽穏よろしくて魯西亞の船ハ却て

鷲鳥ふて
船と繋ひ
遊帰んと
せし處へ
推寄て蟹
ふもう覆

巻六

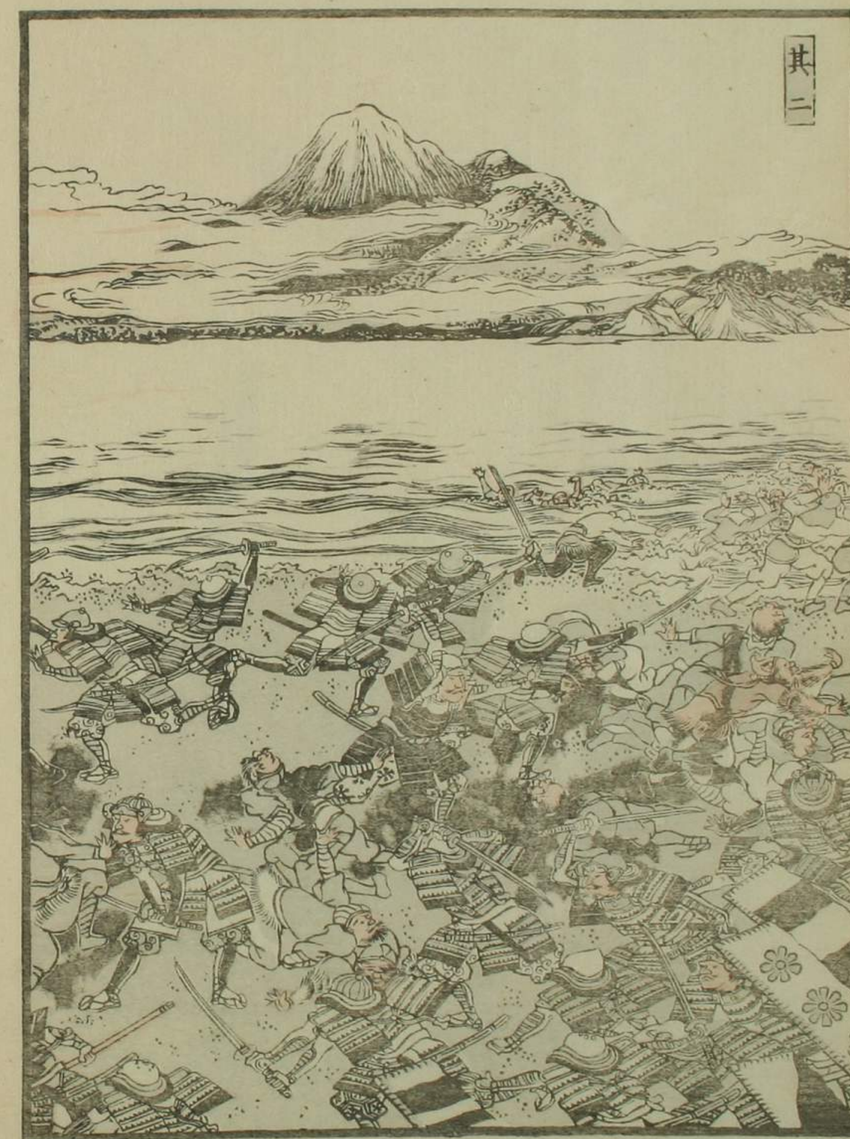
其二

平戸を平壺と記せしハ戸と壺と音の同くんばなり

逸ちて海に漂ひ流るゝ一士人なり。至誠の心より詠ずる一首の歌ぞ。その験あり。ぬるを洗て
坤輿萬國の冠たる天つ日嗣乃皇位に在ます太上皇及天皇の祈念ましまさばいかでか應驗ち
るなきに。胡元の方よりハ彼国の史に先ず干間ありひとり獨脱帰る。六月官軍海を入。七月平壺島に到り。
筑紫の地に攻入る。八月朔日颶風起て船を破軍兵七八萬ハ海に没。三萬ハ生浮又ハ殺れ
許なれば。胡元の君臣大に驚き間のなく草青く呉萬吾との二人ハ汝等國に帰る。此事を主よりハ
と日本人に助られて殘る船に乗帰るもの申す十餘萬の軍卒ハ命助りて國に
帰るハ唯此三人のみ。高麗国の王睛も單身にて遁帰るのみ。軍兵七千人盡く溺死
せりとぞ。一説に胡元の軍兵十三萬人の中遁帰るもの三萬余。十萬餘人を喪ひ。高麗
乃軍兵一萬人のうち三千人ち遁帰る。七千人死亡す。ともいつ。范文虎阿塔海等ハ士卒十餘
萬を棄て己先ず遁て國に帰りたるハ尤も怪ぶべし。高麗国ハ世々我邦に朝貢ましまし。

年久き恩澤を蒙りて忘失ず。蒙古に黨せしかども我邦の人を憎。柳戻する者を罵る。平
苦梨骨口離とひしハ蒙古高麗の言の轉ぜるなり。今の世よりいひ傳へるなり。後三百餘年を歴
て。王ぬるは時の王系ふたつ。國ち即其国ぬ。豊國大神の征討を蒙りぬ自招ところなり。
暗に此時の罪を罰するのみ。此方ぬ閏七月朔日なるべし。此方ぬ閏七月朔日の事なれの史書ど
ぬ記さるハ閏なりとの違ひたるなり。此胡元の主忽必烈ハ北狄なり。唐土の地
を一統。天乃助を得たるのみ。彼国の書に記。其先主高閣台ハ赤蠻を討する時大風吹て
海潮散ずれば海面忽浅なりぬ。ハ赤蠻ハ遁て島へ渡りぬと。我天乃道を開たる
なりとぞ。金の完顔合達と戰時ぬ軍利なく逃走ぬ大霧忽起。四方昧なりぬ。金の
軍卒を得ずして退る。霧霽て視ば深谷の前なり。ぬ行ず遁ぬ。霧合て追来ぬ。谷
ぬ墜入ぬ。天の助なりとぞ。忽烈が臣伯顔ぬ宋の軍を伐時錢塘江の潮沙ある岸ぬ止て至ぬ

と三日。[illegible]溺死。[illegible]天の助[illegible]天の助を得て国を興すべし。元寇使を
斬られて憤を發し。我を撃んと甘軍艦千萬の大衆と倶に一颶風の為に忽ち海上の泡と消
しぬ。これ天の助ける差等なり。我国幹の他に異なることなし。一事ゆゑに明らかに解しがたし。
我國の天祖天照皇大神の皇孫瓊々杵命に此土に降臨[illegible]殊に宝鏡を持て祝
[illegible]視ること猶吾を視るが如くに齋祝を命じ給ふ。天照太神の御霊
を此宝鏡に止めて永く基を建國を護ることの世に有難き神勅なり。
然るに今上皇の御身を棄て萬民の苦を代んと誓て祈念まします。至誠の御
慈愛と此條時宗が胡元の瑞使を斬て国体を恥しめ賊虜の膝を挫
き。天下の士人をして殊死の心を決し仇の来を待る。此一事に父祖の犯せる
罪を贖て。[illegible]外寇を防ぎ得べき。最第一の干城を建る大功績なり。天照太神の

感應を致すべしとの炳然たる崇敬を仰ぐ。此時胡元なる。既に砲火の器
なり。頻に[illegible]を撃て。我を悩し死を致すもの多し。[illegible]此方に此器を
知る。唯弓箭を用るの外に刀槍薙刀などを専に用ひ奮撃突戰して
一を以て百に當て足り。或は小舟に乗出て竿鉤を以て船に乗入搦打て
擒子とする。賊虜を生俘にするに[illegible]。其機會の發ぬるを待つ。
軍の勝敗は唯是兵士の氣の勢ひの伸て張出し衆の人心を決死に一致する外に
勝利なきに[illegible]。彼軍艦の大なるに堅牢なる火攻の具を備へ巧妙なるも畢竟
身を損なひて敵に勝んとなる戎狄どもの性怯なるに唯死を怖る心を儲て
その[illegible]我邦真実の義勇の心[illegible]を觀ることなく勝利は必決して我に
[illegible]ゆゑに[illegible]百十萬の鉅鉅を撒並て。我を動かす。我天禀の日本魂

を張出し。国家の為に身を擲て心より視るべきなり。全く小児の戲に拘て更に怖
に足りぬ所のものなれば。嗚呼我邦は自これ天賦の義勇にして。此赤
生成の秀霊之氣に根抵りの所にて。人に素より禽獸の性質なしと。他に優て
たりとせば。往歳異国人の虎を崎陽に輸したるとき。官司より命令ありて。市井
村里の沽犬を取て飼せしに。獵師の家に蓄る犬を出さんとしてこれを
獵師ども云へらく。此犬甚猛烈なれば。虎を傷ることなく。懦なるものは
村長笑て。汝ら犬いまだ猛なるを知らず。虎も損ずべきの強犬
伏出せて檻に入るるなれば。犬は虎の脇に伺ひ忽跳て咬
を噛て虎を殺すべしと。鷹は小なれども。鶴より力大に劣る故に羽を伸て掴
ば。忽に身を損て地に落るとも。鶴は決して敵しがたしこれ

を放て其首緊に中れば。鶴を攝得るは鷹の性質の矯捷なるこれを使ことの機會を得さ
るとにはあらず。筑紫の兵の胡元の大軍艦を怖ずして小船を乗入てよくこれを制せしは
唯これ日本魂を激發されて。皆決死の心を一ふせしこと。鷹のよく鶴を攝得ると其趣は同じ
なれば。假令颶風の船を覆没ことの天の助なりとのたとも遂に全き勝利を得て勇敵を追
退ことは更に疑なきなるべし。故に我邦の人はいかなる軍法炮術よりも先其天禀の義勇の心を
養て日本魂を呼起ことを第一の心がくべきことなり。胡元はそれなりにて皇國を覗ふ心
止ざりしかども。事を起すと能ざりて。忽必烈は死。その孫鐵木耳位を嗣て胡元の君と
なり。後伏見天皇の正安元年に。この鐵木耳我邦の佛法を崇むことを知て僧寧一
山に陰に計策を示てこれを使として書を奉り。專虚無寂滅の法を説て國典を毀り
人倫を廢ちなをりて上下の心を蕩して國を弱して。然後に再兵を挙て之を伐んと

す。北條貞時遥に之を察て寧一山を伊豆の島に謫す。一山ハその邪謀の已ふ暴るに駭悔す。我ふ帰化意を起すとなり。島より呼帰し。南禪寺の住持ぶたりしハ貞時が胡元のその密謀をよく形象に察知するを制し。禍害を將ふ萌んとする前ふ禦得るハ。知見の明あるものといふべく。とても かくても。我豊葦原の瑞穂國の天壤と與ふ窮隆を同うして窮あるべき。靈威たるを信。此のごとく烱烱たる。豈怙恃きをとなるべしや

日本國開闢由來記卷六終

元史卷第九十五外夷傳ふ載たる胡元書牘の附記

是ハ。第十一回蒙古の襲來條ふ舉べきものなるとも。女流美童の看ふ阻與からんことを恕す。別ふ此に鈔出せり。

蒙古國の主姓ハ奇渥温。名ハ忽必烈。奇渥温忽必烈高閭苦阿答沙黒的撒都魯丁ハ蒙古人の姓と名ふ漢土の文字を以て者るものなり。今乃唐音を以て之を讀す。蒙古の語ふ當るものとおもふ。ねい暫文字のまゝふ假名をつけたるものとおもふ。後ふ元の世祖と稱す。唐土宋の天下を奪ひ者の。至元三年我邦文永三丙の寅の歳ふあたる。八月兵部侍郎黒的を信使と爲。禮部侍郎殷弘を國信副使として書を我邦の天皇奉る。其文ふ曰く。

大蒙古國皇帝。奉書日本國王朕惟自古小國之君。境土相接。尚務講信修睦。況我祖宗受天明命。奄有區夏。遐方異域。畏威懷德者。不可悉數。朕即位之初。以高麗無事之民。久瘁鋒鏑。即令罷兵。還其疆域。反其旄倪。高麗君臣。感戴來朝。義雖君臣。歡

如父子。計王之君臣。亦已知之。高麗朕之東藩也。日本密邇高麗。開國以來。亦特通中國。至於朕躬。而無一乘之使。以通和好。尚恐王國知之未審。故特遣使持書布告朕志。冀自今以往。通問結好。以相親睦。且聖人以四海爲家。不相通好。豈一家之理哉。以至用兵。夫孰所好。王其圖之。

此書を。今の世は通俗文に譯して。いはく。

今茲我等大蒙古國の皇帝より。書狀を日本國王の許に進ぜし。欲志。

高麗は。我等が大蒙古國の。東の小國の君の。國境近くにして。相互に交を結んで。怨を

殺ぬ。況く高麗が如きは。先代より。天道に祗承ひて。唐土の地近き領

し。我等に至て。領和次第に厚く。相成ひ來る。遠方の小國たも。我等

威に畏德に懷く。來朝せぬは。高麗が怠慢なり。即ち頃。朝鮮國の民

共が。兵刃を苦ひを打平け。侵取まる土地を返穩に致遣ひ。朝鮮の君

臣共。一統難有うひる。我國に奉勤致ひ同。君臣共に申。愚なる事は。親子

の如くに。南の前方なる。日本は甚朝鮮に至て近く。甚上昔より

我等が東の方なる藩中にひる。日本は甚朝鮮に至て近く。甚上昔より

此方に使を遣貢を入る事の例も。折々有之ひ得共。高麗が世に相成ひ

ぬ。一向に方樣の沙汰も無ひ。如何の心得ひ哉。未審き事に存ひ

分。此度使者を遣。書狀を以て高麗が心入を申進ひ同。今より以後は

其方より也使を差越ひ。古愚意に致度ひ。聖人も以四海爲家と

申事に得た。我等が如き聖人の德を具る者に。愚に不致ひは。四海

を一家と云る旨に相背可申ひ。是迄に申入ひも。古の系に云ひ無

捜軍勢を差向。是非を正可申ひ。されど其方に好數事は委ひ

同舘内勘雑有て度事、存ぜ。以上

おもふにその大意ハ會得ぬべし。さて此蒙古國とのふハ唐土の昔秦の始皇ゞ築たる北狄と唐土の境なる萬里の長城より邈ふ北の方なる沙漠の地ふある小き胡國なりしゞ鐵木真とのひし王の世ふいさ

まく其近き邊より遠く西域の戎どもを伐國を奪ふと四十餘國ふおよび唐土宋の世の開禧二年ふ自進ぐ皇帝と稱し其子窩濶台の世ふなりて宋と已ゞ國の間なる金とのひし國を滅し宋を侵て其地を奪ふと半ふ過ぐ勢愈昌ふなり忽必烈の世を嗣し頃ふハ國威益強なりて四方の胡どもの貢を致臣と稱る者千餘國ふ及り。その頃契丹とのふ胡ゞ高麗（今朝鮮と呼ぶのなり。）を侵ぜし時蒙古より軍兵を遣て其亂を平げ。國王禃（順治板の元史ふ禃ふ作る。康熙板ふハ禃又ハ禃ふなる。）を立て王と為せしより。高麗も東藩

と稱し。臣ぐ事る事ふなりしより。蒙古ハ高麗の我邦と相隣して密通を以て。この高麗を伝うて我邦ふ逼ぐ我を臣ぐ事しめんとする意を起せり。後漢魏晉の頃筑紫地方の國造等ゞ私ふ我國王ぐと許ぐ彼ふ貢を入利を得たる者のぞりくありし頃筑前怡土郡なる國造ゞ國名を問れるふ。怡土と答たるふより。後漢ふ光武帝より委奴國王印と記る一寸四方ぬ金印を與たる。倭奴を轉して倭と呼しゞ古名なりとおりひ誤り。天皇より使を遣されしふ。階とのくる世ふ厩戸皇子ゞ佛法を尊信しく。彼ふ求ることありし。私の計議より出ぐ始て此事ありしをも知ぞ唐土乃國ぬ大なるを怖ぐ。彼ふ事るものと臆度ぐ。此文中ふも開國以來亦時通中國なりとのひぐ（本文第十回ふ委ぐ。その事を辨ぜり。）昔ハ我邦の内官家と定たまひぐ。我邦の臣僕なる高麗國と（第九回ふ記ると看て。）同等りぬ已ふ臣服しめむと欲ゞ。

我日本竟を以て之を論べ。假令舉天下の人を殺盡さるゝとも誰か阿容〻と從ひのゝあゝざ。然を蒙古は。我邦の小なるを以て。蠢爾夷蠻と同等に計度威力を以て屈伏さゞべきものと思ひ。蒙古の至元四年。宋度宗咸淳三年。高麗國の鄉導使と俱に出帆せゝ。高麗國に渡て我邦の勇武を傳聞たるものもあるべし。御答如何あらんとおもひ。風濤の險を口實にして。徒に還しゝ。忽必烈が督責の苛なるに止ることを得ざ。已が國の藩臣とのゝる者のみに。此書翰を持せ已が書を副て。我邦に達せゝ。龜山天皇の文永五年の春のことに。其高麗の船太宰府に着しゝ。其書翰を受取て。鎌倉に致。京師に奉る。諸卿この事を議せらるゝて。御答あらんとせゝを。執權北條相摸守時宗其自尊大驕傲唯已が功に誇て。禮を失るのみならず。朝貢せざ。兵を用て我を征んとの。海嬢威脅の辭ありるを憤恚て。之を覆奏抑て御答ひせざ。奉ず。高麗に使者番市を。太宰府に留ること五箇月に及ぶて。御答書授ずして空還けり。同六年。蒙古の使と高麗の使俱に再對馬の地に倒しゝ。士人に殺て時宗が嚴令を聞たるとなれば。ものを担て納ることを許ず。蒙古の使は怒りあまりに藤二郎彌二郎とのひゝ嶋の賤民二人を殺虜て國に還しゝ。忽必烈大の嗚人に逢て。爾が國より。中國へ朝覲しあるべ。尚このゝしに我世に至て。絶て其事をきゝ。使を遣て。之を問なるまゝのことなれば。決して迫て國を奪んとするにあらず。爾等よく此意を傳へ。とのゝ懇に歎待。資財なども多く與て護送還けり。翌七年。再趙良弼を使として高麗の通事別將徐禑。按尉金貯と俱に。同八年の秋筑前今津に到。太宰少貳筑後守藤原經資。兵を率行て詰問。その書翰を

求ふ。國王ならぬべ大將軍家に直に傳んとのひく。いろふまもとども出されを。強く其録本を受くゝ、ものを鎌倉に達を。其文に曰

蓋聞。王者無外。高麗與朕既爲一家。王國實爲鄰境。故嘗馳信使修好爲疆場之吏抑而弗通。所護二人勅有司慰撫俾賚牒以還。遂復寂無所聞。繼欲通問。屬高麗權臣林衍構亂坐是弗果。豈王亦因此。輟不遣使或已遣而中路梗塞皆不可知。不然近既滅林衍。復舊王位。安集其民。特命少中大夫秘書監趙良弼充詔克作國信使持書以往。如即發使與之偕來。親仁善鄰國之美事。其或猶預以至用兵。夫誰所樂爲也。王其審圖之。

此書を。通俗の文に譯ぬるべ。

王者に外なしとは。蓋天下の得たる。朝鮮を永遠に一家の内に。其朝鮮の都國なる高麗を前に國名を改め。使を遣さゝ。後に中与に存ひ。國境を守ひ。役人ものを爲抑ら。相通ぜざる内。ゝ外なる義と存ひ。其節に使者の虜獲なる二人ゝ民を。殺人共中附能多當爲殺。夫も我ゝ書簡を授る送帰に得ず。其後何ゝ内返答も無ゝ如何ゝ心得ひ。歳年遣可中と。高麗朝鮮ゝ執權林衍と中者亦儘を働き乱を起ひ。其事拘ひ。及延引ひ。ゝ前方なる。此者ゝ事を。高麗朝鮮に使を不被遣ひ。使を遣ひ。ゝ使ゝ途中に。義を有を。ゝ故日本を礼を知る國を。ひ得を。況も。ゝ甚に。就中。亦事を。有之間數与存ひ。朝鮮ゝ林衍が事も。亦ゝ世結ゝ片付。家早無治り中ひ。此度ゝ重役ゝ猶良弼を使者らて。書狀を爲持差遣ひ間。ゝ使人同道を早ゝ可被差越。仁義

有者。紀。鄰國。篤きハ日出度事と申ハ。然を此上ハ猶緩怠ハ。
無據軍勢を差向ル申ハ得共。左様ハ相成ハ。永留ル者ハ本意ハ同
様ハ思業被成度事と存ハ。以上。
北條時宗ハ。を奏聞し。こゝを又例の不遜驕慢。我を蠻夷と心得
たるを咎ゝ。御答せを勿奉を。使を還。をより益鎮西の防衛京師
の守護を嚴重ハして只管ハ侵來る備をを爲ける。此歳蒙古ハ國號を
元と更む。趙良弼ハ。忽必烈ハ。ハ御答なきを益憤激ゝ軍を發んとを
憂ゝ。對馬の氏彌四郎とハ者を勸解。その他二十六人を利を以て哄騙
ゝ。大宰府守護所の使人なりと稱せゝ。己が船ハ乘還ゝ元主ハ見し
めんとせしハ。忽必烈も遁ハ。ハ。姚樞。許衡などハ謀臣
ハ問しハ。かゝ使人を遣せしハ我兵を加んとを怖ゝ。その強弱を覘覘

ゝめんが爲ハ寄來しゝものなるべけをハ。見ハ。ハ。寛仁を示て慰撫
還をまゝと答けをハ。忽必烈ハ。其議を可らゝ。逢ハ。を聽ハ。高麗より
これを送還けり。同十年。趙良弼復太宰府ハ到ゝ。御答書を乞ハ。
鉄を空ゝ國ハ還けをハ。忽必烈ハ。我邦の執強しゝ。屈せざるを瞋怒ハ
堪ハ。速ハ軍兵を遣ゝを攻んと激厲をハ。趙良弼頻ハ。ハ。を諫を
ハ聽ハ。同十一年冬十月。胡元の軍兵一萬五千人。高麗の軍兵八千人。戰
艦三百艘ハ乘來しゝ。九百艘と。其軍利あらずして遁歸をるハ。纔ゝ一萬
三十五百餘人なりしとハ。命を殞るもの半ハ近しゝ。此歳の
春。　龜山天皇。御位を皇太子ハ傳をハ。を　後宇多天皇と奉ゝ
奉る。翌年建治と改元あり。忽必烈ハ。我邦の驍武しして。遽ハ制し難きこと
を察しハ。元の至元十二年。春二月。復禮部侍郎杜世忠兵部郎中何

文著。計議官撥都魯丁。高麗の舌人徐贊。及薫畏國の人。名を果とゝ〳〵者を。書狀官として。俱に五人。書牘を齎して遣はるを。鎌倉に護送。龍口に於て其首を斬梟首させらる。翌年。此方より軍を遣て胡元を征伐あるべきよしを觸まゝ日本史時宗列傳に。高麗を攻べき令を出したるよし。記されたれど。おもへ一時の權籌なりとて。李文饒が論るが如く。そもそも五年を歴て。弘安二年の夏。もうゝ元の將夏忠。范文虎等が商議に。我邦より宋に渡住する。本曉房靈果とゝ云る僧。周福。欒忠などゝ云者と。通事陳光等を副書翰を持せて來りたり。此僧靈果は我邦の人なりとぞ。よも殺まゝとおもひたるを。これをもまた博多に於て盡く殺せたり。今此等の事を按に。世の人先に杜世忠が殺されたりしことを。忽必烈の初めに知ざるよしあれば。一應は然ることなれど。元史の至元十七年に宋の天下を一統せ

年に日本殺杜世忠等と記されたれば。此年に始て殺されたるとを聞たる如くなれど。杜世忠を斬たると紀に。兩國の人の遁還るもあり。また高麗よりもこれを告べきなれば。使者の還ぞ。徒に六年を經ぬる間に。忽必烈が聞ぞ空く過さんこと。決しなくあるべからず。然らば元史に全く後に記たるもの誤なり。十七年に始て聽るとなる爲たるものなるべし。然れば元主が我邦を親睦と。之を奪んとするとなり。至元五年に。牒狀の御答なきに起杜世忠等を殺せしに決しぞ。そは十七年にいたり。軍須の悉備るを待て。大舉入寇したるものなりとぞ。かく忽必烈が性傲急なるも志を起さゝるに。十四年の久きを歴ぬるをこれ。そもそも戎狄の人の國を覬覦く侵掠んとするこゝに。倉卒に能爲得べきことにあらざるべし。時宗が元の使を斬たるに。全く彼が怒を起させて。其軍を促しぞ。これに由て。天下士人の心を激厲て。之を殊死に一にして。必克の利をいまだ鋒を交ざるの前に決ぬる。勇猛果斷の遠慮

より出さるるものなり。故に水戸の義公の大日本史に、もはらを賛〳〵、元挾強大之勢、以臨我、我屈伏以事之。彼將責以稱藩朝貢而陵辱誅求之無厭也夫赫赫　天孫之胄、臨馭瑞穗國、代天子民之道、無假於彼、而張夸辭、以脅制我、是欲蠻夷我也。時宗執其使、而戮之、宣揚威武、震懾外國、其舉甚善矣。彼欲洩怒於我、則我固有備、遐將蒐卒、屯戍沿海、軍國之禦、一無所闕。故元主大興舟師來寇、而卒不能得志、雖由神明之祐、颶風大發、亦時宗堅忍不拔之志與防禦得宜之所致也。元主創艾不能再舉、時宗之功、不亦偉乎。とのさもひ〳〵如く、此の如き颶風乃神助あることへ全く時宗が國家の爲に深く慮さく、死を顧ず我日本の國體を損ぜ威武を異域に耀かんと欲、眞勇大智の忠誠より出たるものなれば。

上下ともに爲に勵さまして。　龜山上皇の、天下億兆の人の爲に、至尊乃御生命を擲て御身を以代なまいんと、御祈願あらせらるゝ至誠乃感應を致させ奉たるものなるまた義公の贊へ至當とのぶべきなり。第十一回に、それらのもとへそで演說ぬまど蒙古の書を此に鈔出して其顚末を世人に知らしめんと欲より鄭重煩冗を厭ず再もまを贅言するものなり。

舟覆もせむの風に雲誘ふ龍乃口より吹初くけり

指漏漁者記

右全部七巻附記一巻
江戸市井隠士一夢道人指漏漁者編述
伊草孫三郎國芳畫
全編三十六圖
首巻讃詞第一第二巻　宮城玄魚書
凡例及第三巻及附記　一木二夕書
第四第五第六巻　山口樂園書
彫工　朝倉伊八刀
安政三丙辰歳秋七月稟準彫刻
萬延元庚申歳秋九月刷印發行

大日本國開闢由来記跋

夫瓦礫雖大、珠玉雖小、其尊卑之相千萬、固不待言矣。至國土尓然。我　日域為州六十六、環以大海、萬物蕃殖、無所不有焉。且多暗礁浅渚、不便寄海舶。真巌然一大城郭也。是以太古有細戈千足國。久巳之保古知多留國 久尓久巳之者精也云 兵器精錬且具足也。磯輪上秀真國。云波乃凡留保都末

乃久尓。浦安國。宇良也須久尓。浦佐宇。邦語稱心曰宇良。千五百秋瑞
穂國知以保安美豆保乃久爾。大日本豐秋津州。於保也末。
空力与為紀多須。等稱。以其地勢之險。膏腴之富。傑
出於四海萬國。故也。又況太初。建基於高
天垂統於日神皇位一系。連緜不絶。寶
祚之永延。瞭於國史。日継之隆盛。徴於事
實乎。是以。君乃日神之後裔。臣乃高天

之倍侍。從太古以來。大道早既行於不言
之時。乃至今日。君臣之禮。一定不紊焉。是
豈非盛德傑出於四海。八百萬神衛護
之力乎。戎虜則不然。其為域偏僻。其為地
磽鹵。其為人偏智。其於天理人道。毫不
知解。心怯兵鈍。不得止。乃造大艦巨礮。及
凡百火器。以資其劫奪。以通商於四方。補

其缺乏如齒戎北虜及墨夷等是也然
則以彼較我猶瓦礫之於珠玉乎是以邦
之忠魂義膽受之天稟之自然雖鄙夫
野人目不識丁者皆有勇敢不顧死之資
且六十六州無不產穀之地且穀美劍
利亦全寰宇中無出其右者是非天地
秀靈之氣所鍾而邦之天稟有異於他

則奈何能至如此乎而昇平年久民不視干
戈二百餘年貴賤事遊墮風俗流浮華
是以士失廉恥之志民逐輕薄之行天稟
之美日以剝蝕是迺今日之憂也雖然有
一感激之則必將復神州固有之性有奮
然不顧死者焉然則我之一可以當腥氊
異類之百千假令有彼等合從連衡來

欲侵掠我何足惴哉予每燈火而親之
候則好繙讀國史舊記遂分疏以成此篇
蓋欲使世人奮起神州固有之性我之一
以當腥羶異類之百千已是予草野之
微忠云爾刻成要贅數言以為之跋焉
安政戊午四月指漏漁老再識

如水陳人書